

令和元年6月10日

保護者のみなさま

岸和田市立春木中学校
校長 神 前 誠

今後の部活動の在り方について〔春木中学校・部活動方針〕

梅雨の候、みなさまにおかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、平成31年3月に、「岸和田市部活動の在り方に関する方針」が、岸和田市内の全中学校へ通知されました。部活動が、生徒の生きる力の育成や豊かな学校生活づくりに貢献している一方、過度な活動が、生徒の心身のバランスのとれた発達を妨げたり、教員の長時間勤務の要因の1つになったりしていることを指摘しています。

そこで、本校においても市の方針に則り、他の中学校とも連携を図りながら、下記のように「春木中学校・部活動方針」を定めました。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

1 部活動の運営方針

(1) 休養日の設定

- ① 学期中は、**週当たり2日以上**の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

※ **春木中学校では、原則として、水曜日を部活動休養日**にします。

- ② **長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱い**を行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

(2) 活動時間

1日の活動時間は、長くとも**平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。以下同じ。)**は**3時間程度**とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

※ 準備・後片付けの時間は、上記の活動時間には含まない。

(3) その他

- ① **定期テスト開始日の1週間前からテスト最終日の前日まで**は、家庭学習の時間を確保するため、原則として、部活動を停止する。
- ② **職員会議や校内研修**など、全教職員が部活動の指導に当たれない日は、原則として、部活動を停止する。

2 運用開始日 **令和元年7月1日**

※ 6月10日から6月30日までを試行期間とする。部活動顧問は、管理職に活動計画を提出して、可能な限り早期に運用を開始する。

3 方針の根拠

- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年 3 月スポーツ庁）
- 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年 12 月文化庁）
- 学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文部科学大臣決定）
- 学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）
- 岸和田市部活動の在り方に関する方針（平成 31 年 3 月）

4 部活動の目的

部活動は、興味・関心を共にする同好の生徒が参加し、多様な活動・経験を通して、体力や技術の向上を図り、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養を図り、人間的な成長をめざすことを目的とする。

5 合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組み（適切な指導の実施）

- (1) 校長及び部活動の指導者（顧問や外部指導者等）は、部活動の実施に当たっては、運動部、文化部に関わらず、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」を参考にしながら、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 部活動の指導者は、生徒の健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取る必要があること、加えて、過度の活動等が、必ずしも能力の向上につながらないことや、生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。あわせて、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつも効果が得られる指導を行う。その際、競技種目、分野の特性等を踏まえた科学的・合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングや活動を積極的に導入すること。
- (3) 指導にあたっては、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で行う。
- (4) 近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の部活動において熱中症事故が懸念されることから、活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底するなどの事故防止対策を講じる。その際、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯においては活動時間の変更や中止等も視野に入れて柔軟に対応する。